

平成 28 年 12 月 15 日

ビジネス環境の整備等に係る検討小委員会

平成 28 年 12 月 15 日

サブワーキングの設置について(案)

[設置の趣旨]

検討小委員会の各課題を効率的に検討する観点から、個別の論点を検討するためにサブワーキングを設置する

[運営について]

サブワーキングの運営は、原則として、以下の通りとする。

- ・ サブワーキンググループは夫々10人程度で構成
- ・ 各グループの主査は小委員長、小委員長の補助のために幹事を別途、選任(各グループの幹事の人数・構成は、メンバーからの希望も確認の上、調整)
- ・ 各グループで使用した資料や議事概要については、全小委員で共有。
- ・ 小委員は自らが属するグループ以外のグループについても文書を提出する等の方法により、意見を述べる事が出来ることとする。
- ・ 小委員長の判断により、各グループの会合において、小委員以外の者が出席して意見陳述をする場を設ける事が出来ることとする。

[設置するサブワーキングとそれぞれの検討項目について]

- ・ 国内籍投資信託に係るマテリアリティ・ポリシーの検討
国内籍投資信託に係るマテリアリティ・ポリシーについて、諸外国の制度等を参考に検討
- ・ 国内籍投資信託に係る基準価額の二重計算、投資信託財産に係る計理処理の改善
投資信託財産に係る計理処理について、基準価額の二重計算や分配原資の把握等を中心に、改善について検討

- 証券投資法人制度活用のための環境整備
国内籍証券投資法人の組成、流通について、実務上の観点から改善すべき事項について検討
- ARFP 制度の促進
ARFP 制度の実施に向けた実務上の環境整備等について検討
- 外部との情報連携等の合理化
投資信託委託会社と証券会社や受託銀行とが相互に関わる事務手続きや情報連携等について、投資信託財産の併合・償還手続きを含め、実務上の観点から改善すべき事項について検討
- 業務執行体制の合理化
投資信託委託会社が行っている投資信託の運営・管理業務等について、実務上の観点から改善すべき事項について検討